

文化審議会等における審議の状況

- ・文化審議会の概要…………… 1
- ・博物館部会における審議の状況について…………… 2
- ・文化経済部会等における審議の状況について…………… 4
- ・国語分科会等における審議の状況について…………… 7
- ・著作権分科会における審議の状況について……………16
- ・文化財分科会における審議の状況について……………18

文化審議会

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

専門調査会

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

文化経済部会

・文化と経済の好循環に関する調査審議

アート振興ワーキンググループ

・我が国アートの国際的な評価、市場活性化、国民資産の有効活用等の検討

基盤・制度ワーキンググループ

・我が国文化芸術振興の基盤となる制度等の検討

グローバル展開ワーキンググループ

・我が国文化芸術の国際的な評価、関心を高める方策や展開等の検討

文化芸術カウンシル機能検討ワーキンググループ

(令和4年度設置予定)

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題小委員会

・国語に関すること

日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

基本政策小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題等に関すること

法制度小委員会

・著作権法制度の在り方等に関すること

国際小委員会

・国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関すること

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

第六専門調査会

・生活文化(食文化を含む)に関すること

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

企画調査会

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- 社会教育施設として、資料の
①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究
を行う機関
- 博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- 学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能

【課題】

● 設置形態の多様化

- 約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- 地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- 文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

博物館DXに関する有識者検討会（仮称）について（案）

（１）検討の目的

第４期文化審議会博物館部会（第２回）における議論を踏まえ、博物館における資料のデジタル・アーカイブ化や博物館の業務のデジタル化について、その考え方や具体的な進め方等を各博物館に示すため、有識者による実務的な検討を行う。

（２）検討の目標

以下の要素を含む「博物館DXに関する取組の整理（仮称）」について検討を深め、その結果を博物館部会に報告する。

（指針において示すべきポイント）

- ① 博物館DXの要素を整理（データの集積・管理やデジタル・コンテンツの作成、業務のデジタル化など）し、全体像を描くこと
- ② 各要素における取組のステップについて手順を示すこと
- ③ 各関係者（ステークホルダー）に期待される役割を示すこと

（３）検討体制

博物館部会委員を含む有識者数名による実務的な検討会を行い、その検討結果を博物館部会で報告する。この際、検討会自体は文化審議会の下で実施するものではなく、文化庁による独立した有識者会議として位置づけ、非公開で行う（博物館部会での報告として、検討の結果を公開する）。

博物館部会委員を検討会の座長とし、その他の構成員については、博物館資料のデジタル・アーカイブや著作権等の権利処理、ドキュメンテーション、デジタル資料の活用等の観点について知見のある有識者から、座長において選任する。

（４）検討スケジュール

今夏より３～４回程度、集中的に検討会を開催し、年内には博物館部会への検討結果の報告を行うことを目指す。

文化と経済の好循環を実現する文化芸術の「創造的循環」概要（第1期文化経済部会報告書、令和4年3月）

文化と経済の好循環 二つの「創造的循環」によって、資金が確保されるとともに文化芸術活動を促進し、さらに再投入の資金を生み出す「文化と経済の好循環」を実現する。

文化芸術の循環システムの構築 自律的で持続可能な経営



第1の「創造的循環」 文化芸術活動（「樹木」）を生み出す「土壌」を豊かにする循環

- (1) 創造的人材の持続的な育成
- (2) 「土壌」としての地域、場所
- (4) ファンドレイジングと税制措置
- (5) 文化芸術DXの推進
- (6) 文化芸術活動と担い手に関する公的統計・データ整備とアーカイブ

第2の「創造的循環」 文化芸術活動（「樹木」）を「保育」し、価値を高めて行く循環

- (3) マーケティング、ブランディング、プロモーション
- (7) グローバル市場への積極的な関与

創造的循環達成のための「7つの渦」

具体的なアクションプラン案（報告書p.18～）

【文化芸術循環システムの構築】（基盤的施策）

- ① 文化芸術全般を振興する**カウシル機能**（伴走型支援機能）の確立・強化の検討
- ② 文化芸術/ソフトパワー・プロモーション強化に向けた**関係機関の連携強化**

- (1)**
- ① ワザの学修プログラム、②アーティスト等の就労環境の改善
 - ③プロデュース人材の育成

- (2)**
- ①地域芸術祭等のエコシステムの検証、②歴史的建造物等を地域で持続的に産業として育成する仕組みづくり
 - ③中間支援組織等の形成支援、④海外富裕層の誘致

- (3)**
- ①発信強化、②グローバル（デジタル）マーケティング、③民間活動支援、④海外富裕層の誘致、⑤世界誘客の場づくり、⑥鑑賞者教育

- (4)**
- ①文化芸術への寄附促進、②寄附マッチング、③コレクターと美術館の関係強化、④動画制作のインセンティブ

- (5)**
- ①文化ビジネスのグローバル化推進、②新たなテクノロジーへの対応
 - ③ブロックチェーン等を活用した美術品の来歴管理

- (6)**
- ①文化芸術関係統計データの整備、②国内アーカイブの連携
 - ③ナショナルコレクションの形成、④公的鑑定評価制度の創設

- (7)**
- ①トップアーティストの育成、②文化ビジネスのグローバル展開
 - ③国立館のパートナーシップ強化、④東アジアワイドでのプロモーション強化

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ) 概要

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議



I はじめに

- これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、**芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況**や、コロナ禍において**契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず**、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている
- 改善の方向性、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策等を示すことにより、文化芸術分野における適正な契約関係の構築、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指し、**安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現**を図ることを目的とする
- 文化芸術基本法第16条の芸術家等のうち、**個人で活動する芸術家等が一方当事者**となって、事業者や文化芸術団体等から**依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係**を対象

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 関係者間の信頼関係や従来への慣習等により、**口頭による契約が多い**
- 分野、職種、案件により、業務内容や契約期間が異なるなど**契約が多様であり、契約書作成に係る事務負担が大さい**
- 業務内容が創作過程で変わることもあるため、**契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難**
- 契約書があっても**一方的な内容であれば、芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりする** 等

III 課題を踏まえた改善の方向性

契約内容明確化のための契約の書面化

- 契約の書面化の推進のため、**各分野や業界等の実情に応じた推進方法**が求められる
- 書面の形は契約書以外にも様々であるが、メール等を含め**記録に残すことが重要**

取引の適正化の促進

- 報酬や取引条件について、**芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備**していくことが必要
- 専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど、取引の適正化を促進していく必要

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

(1) 業務内容

- **具体的な業務や期間等を可能な限り明確に**、できない場合は理由や予定期日を記載

(2) 報酬等

- 業務内容や専門性等に応じた適正な金額となるよう**双方で十分に協議**、諸経費も明確に

(3) 不可抗力による中止・延期

- 契約段階において十分に協議、事後的に協議する場合は**業務の履行割合等を勘案**し決定

(4) 安全・衛生

- 発注者は**受注者の安全に配慮**、事故・ハラスメント防止のため**責任体制を確立**

(5) 権利

- 許諾の場合の利用範囲や譲渡の範囲など**取扱いを明確に**、**対価の決定時に十分考慮**

(6) 内容変更

- **変更内容も書面により明確に**、変更による**負担の増減等を勘案して報酬等に反映**

- 基本的な項目のほか、広告宣伝、クレジット（氏名表示）、損害賠償責任、暴力団排除、契約終了後、秘密保持等、中途解約、紛争解決に関する条項や、所属事務所等が発注者と契約する場合の留意点を整理
- スタッフの制作や技術等に関する業務委託契約、実演家の出演に関する業務委託契約を対象として、**契約書のひな型例及び解説を作成**
- 分野共通的な項目や取引の適正化の観点から**基本的な項目に絞って提示**しており、柔軟に工夫し活用されることを期待

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- **官民一体となって、中長期的に継続して取り組む必要**
- 行政には、研修会の実施や相談窓口の設置をはじめとする**継続的な取組や支援を行うこと**、また既存の各種法令に違反する事実が認められる場合は**各行政機関において適切に対応されること**を期待
- 当事者となる事業者等及び業界団体には、**ルール作りや環境整備に努めること**、芸術家等においては**知識を深め、協議等の努力を行うこと**を期待

文化芸術カOUNシル機能検討ワーキンググループの設置について(案)

1. 趣旨

文化経済部会に文化芸術カOUNシル機能について検討するワーキンググループを設置し、文化経済部会において議論された、文化芸術組織の自律性向上を旨とした支援方法について議論する。

2. 期間

～令和5(2023)年3月

3. 検討事項

- (1) 自律的な文化芸術組織実現に向けた行政等による支援方法
- (2) 支援対象となる文化芸術の範囲
- (3) 実施主体、枠組み
- (4) 評価・検証及び次年度への反映方法
- (5) 実証事業

4. 委員(案)

下記専門家を含む、7～9名程度を予定。

- ・アーツカOUNシル研究者
- ・アーツファンド経営者
- ・アートマネジメント実務者
- ・行政経営専門家
- ・社会的インパクト評価専門家
- ・伴走型支援実務家
- ・美術館経営者
- ・歴史的建造物再生実務家

国語分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

- 国語分野：国語課題小委員会
 - ・国語課題小委員会では、これからの10年ほどを見通しつつ、国語施策としてどのような課題に取り組むべきかについて検討している。第21期は、日本語によるコミュニケーションにおける支障が、どのような場合に生じているのかという観点から課題の整理を行い、国語分科会で扱うべき内容であるか判断が難しい課題を含め、重要と考えられる事項を広く取り上げた。第21期の審議状況を「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）」として示した。

- 日本語教育分野：日本語教育小委員会
 - ・日本語教育小委員会では、令和元年から、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切かつ継続的な日本語教育を受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人々が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の作成に向けて審議を行い、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめ、令和4年2月に同参照枠の「手引き」を作成した。

 - ・「日本語教育の参照枠」に基づき、生活者としての外国人に対する日本語教育の質の向上と一層の充実を図るため、地域における日本語教育の在り方について検討を行い、令和4年2月には「地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）」を取りまとめた。

2. 今後の課題

- 国語分野
 - ・前期からの課題整理を継続し、今後5～10年ほどの間に国語分科会で検討すべき課題を示す最終報告を令和4年度内に取りまとめる。

 - ・上記と並行して、既に挙げられた課題のうちから、早期に取り組むべきものを取り上げ、具体的な審議を開始する。

- 日本語教育分野
 - ・日本語教育の参照枠」の更なる活用・普及に向けて、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）補遺版（2020）」に関する検討を開始する。

 - ・令和2年、3年時に作成した「生活 Can do」について検証を行い、「地域における日

本語教育の在り方について」を令和4年度内に取りまとめる。

- ・その他、日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度の検討に資するため、日本語教育機関の認定基準や、大学等の日本語教師養成課程等の指定基準等に関する検討を行う。

今期(22期)以降の国語課題小委員会における審議事項(案)

I 「国語分科会で今後取り組むべき課題」(今後5～10年ほどの審議事項)を整理し取りまとめ。

- 前期の検討を継続。**令和4年度中に報告**を取りまとめ。
- 各課題は、従来の事項別の示し方だけではなく、日本語によるコミュニケーション上の問題点がどこにあるか、という観点から整理。

●「国語に関するコミュニケーション上の課題(国語課題小委員会における審議経過の整理)」(令和4年3月)で示された課題。

- | | | |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 1 現行の内閣告示に関するもの | 2 新たなよりどころ・指針の作成 | 3 提言を行うなど、国語分科会として取り組むべきか検討 |
| (1) ローマ字のつづり方に関する整理 | (1) 語彙に関する施策の検討 | (1) 言葉のふさわしさに関する考え方 |
| (2) 外来語の表記に関する検討 | (2) 専門用語(外来語を含む)の扱いに関する指針の検討 | (2) 情報化社会における言語コミュニケーションの在り方 |
| (3) 常用漢字表の在り方に関する検討 | | (3) 国際社会における日本語の在り方 |

II 課題整理と並行して「ローマ字のつづり方に関する整理」に着手。

- 現在の社会における**ローマ字使用の実態に関する調査を実施**した上で整理を行い、混乱を避けるための考え方を提示。
- 必要に応じて、現行の内閣告示(昭和29年)の扱いについても検討。
- できれば**令和5年度中に報告**を取りまとめる方向で検討(ただし、内閣告示の改定等について検討する場合は、この限りではない。)
- 次期小学校学習指導要領の改訂に関する検討の開始時期に配慮しつつ審議。

令和4年度

1 ローマ字関係者からのヒアリング(以下は例)

- ・教育に関する内容(国語教育、外国語教育)
- ・言語景観に関する内容(交通、観光等)
- ・ローマ字団体関係者、研究者等
- ・関係府省(パスポート、JIS、ISO等)
- ・日本語を母語としない国内在住の生活者

2 ローマ字使用の実態調査に向けた検討

- ・調査内容の検討
- ・問い、調査対象等の検討等

3 成果物の在り方に関する検討

- ・どのような成果物が必要とされているか

令和5年度(予定)

1 ローマ字使用の実態調査の実施(春頃)

2 ローマ字使用の実態に関する整理と分析

3 成果物の取りまとめ

- ・内閣告示の解説
- ・ローマ字の歴史、意義の整理
- ・現代社会における使用状況の整理
- ・混乱を避けるための考え方の提示

※ 内閣告示の改定等を要する場合

→ 期の途中でも、大臣からの諮問を受けた上で、改めて検討。**令和6年度も審議を継続。**併せて関係府省等と調整開始。

令和6年度～(予定)

○ 上記Iの**論点整理に基づき、新たな課題について検討開始**

○ ローマ字に関する成果物について周知

・ 必要に応じ各府省庁の施策との調整

・ 担当部局による教育上の適切な措置による手当て(学習指導要領への反映等) 9

日本語教育小委員会（第22期）における審議内容について

1. 今期の審議事項

1) 「日本語教育の参照枠」について

国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）（2001）」を参考に「日本語教育の参照枠」が令和3年10月に取りまとめられた。今期は、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）補遺版（2020）」を踏まえた「日本語教育の参照枠」の更なる活用・普及に向けた検討を行う。

2) 地域における日本語教育の在り方について

「生活者としての外国人に対する標準的なカリキュラム案について」（平成22年5月国語分科会報告）を改定し、地域における日本語教育の内容及実施体制等を含めた在り方に関する指針を示すとともに、作成した「生活 Can do」の検証を行い、年度末を目途に報告を取りまとめる。

3) 日本語教育機関及び日本語教師養成実施機関の認定基準等について

日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度の検討に資するため、日本語教育機関の認定基準や、大学等の日本語教師養成課程等の指定基準等に関する検討を行う。（1月頃開始、WG設置の上、令和5年も継続審議予定）

2. スケジュール ※日程、内容はいずれも予定。

日程	内容	参照枠補遺版 ワーキンググループ
5月10日（火） 10:00-11:00	第81回 国語分科会	
5月10日（火） 11:00-12:30	第111回 日本語教育小委員会 1) 主査・副主査の選出について 2) 日本語教育小委員会の会議の公開について 3) 今後の主な審議事項について	第1回 WG 6月10日（金） 15:00-17:00
6月21日（火） 15:00-17:00	第112回 日本語教育小委員会 1) 地域における日本語教育の在り方について 2) 「日本語教育の参照枠」補遺版について	第2回 WG 7月15日（金） 15:00-17:00
8月22日（月） 13:00-15:00	第113回 日本語教育小委員会 1) 地域における日本語教育の在り方について 2) 「日本語教育の参照枠」補遺版について	第3回 WG 9月21日（水） 15:00-17:00
9月30日（金） 13:00-15:00	第114回 日本語教育小委員会 1) 地域における日本語教育の在り方について 2) 「日本語教育の参照枠」補遺版について	
10月～11月	第82回 国語分科会	第4回 WG 11月 日（ ）
12月 日（ ）	第115回 日本語教育小委員会 1) 地域における日本語教育の在り方について 2) 「日本語教育の参照枠」補遺版について	
令和5年 1月 日（ ）	第116回 日本語教育小委員会 1) 日本語教育機関の点検・評価について 2) 日本語教師養成機関の指定基準について	第5回 WG 1月 日（ ）
2月 日（ ） ※予備日	第117回 日本語教育小委員会 1) 地域における日本語教育の在り方について 2) 「日本語教育の参照枠」補遺版について 3) 日本語教育機関の点検・評価について 4) 日本語教師養成機関の指定基準について	
3月	第83回 国語分科会	

「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用のための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

* CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと

読むこと

話すこと
（やりとり）

話すこと
（発表）

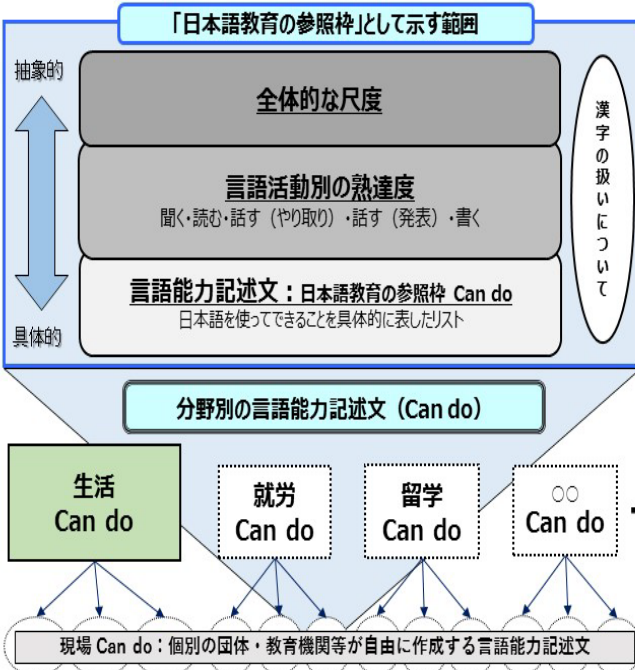
書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。**
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的なかつ効果的な教育・評価が可能になる。**
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。**
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を促して、**共生社会の実現に寄与する。**

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

漢字の扱いについて

聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。

具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議の設置について

令和4年4月28日

文化庁次長決定

1. 趣旨

文化庁では、令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」において、日本語教師の資格の整備や日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備が求められていること等を契機とし、「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」において当該制度に関する検討を進めてきた。令和3年8月に取りまとめられた「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」では、①資格取得要件、試験の内容、指定試験機関及び試験の免除等資格、②日本語教育機関の分類、評価制度の性質及び審査項目等日本語教育機関の評価制度に関する事項が提示され、これを踏まえ文化庁において法制化に向けた検討を進めている。

更なる詳細な制度設計に当たっては、①日本語教育機関の評価制度の詳細及び②日本語教師試験及び日本語教師養成機関に係る検討が必要となり、より実情に沿った制度とするべく、引き続き関係者の意見を聞きながら進めていくことが不可欠である。

このため、日本語教育機関の評価制度及び資格制度の詳細について検討するための有識者会議を設置する。

2. 検討課題

○日本語教育機関の評価制度について

- (1) 認定基準（修業年限、授業時間数、教育課程、施設・設備、教職員体制等）について
- (2) 自己点検評価、情報公表及び定期報告等について
- (3) その他

○日本語教師の資格制度について

- (1) 試験や実習の内容について
- (2) 試験機関の指定について
- (3) 日本語教師に関する経過措置について
- (4) 日本語教師養成機関の指定について
- (5) その他

3. 実施方法

- (1) 協力者会議は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. 実施期間

令和4年4月28日～令和5年3月31日

5. その他

本件に関する庶務は、関係課の協力を得て、文化庁国語課において行う。

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議

委員名簿

令和4年4月28日現在
(五十音順・敬称略)

石坂 守啓	浜松市 企画調整部長
伊東 祐郎	国際教養大学専門職大学院 日本語教育実践領域 代表
大日向 和知夫	アカデミーオブランゲージアーツ元校長、(一社)日本語学校ネットワーク 代表理事
加藤 早苗	インターカルト日本語学校 学校長
神吉 宇一	武蔵野大学 准教授、元 AOTS コーディネーター
川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構名誉教授、(一社)専門職高等教育質保証機構 代表理事
佐々木 倫子	桜美林大学名誉教授、JAMOTE 審査員
田尻 英三	龍谷大学名誉教授
西原 鈴子	NPO 法人日本語教育研究所 理事長
西村 学	全国専門学校日本語教育協会事務局長、文化学園文化外国語専門学校 副校長
浜田 麻里	京都教育大学 教授
札幌 寛子	金沢工業大学元教授、国際高等専門学校 教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
山口 修	学校法人瓜生山学園京都文化日本語学校 顧問

以上 14 名

日本語教育機関の認定制度・日本語教員の国家資格 (検討にあたってのイメージ)

1. 日本語教育機関の認定制度 (イメージ)

(1) 日本語教育機関の認定

- ① 日本語教育課程を置く教育機関は、日本語教育課程を適正・確実に実施することができる機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- ② 文部科学大臣は、認定された日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等で公表する。

(2) 認定の効果

- 認定された日本語教育機関は、学生募集の広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

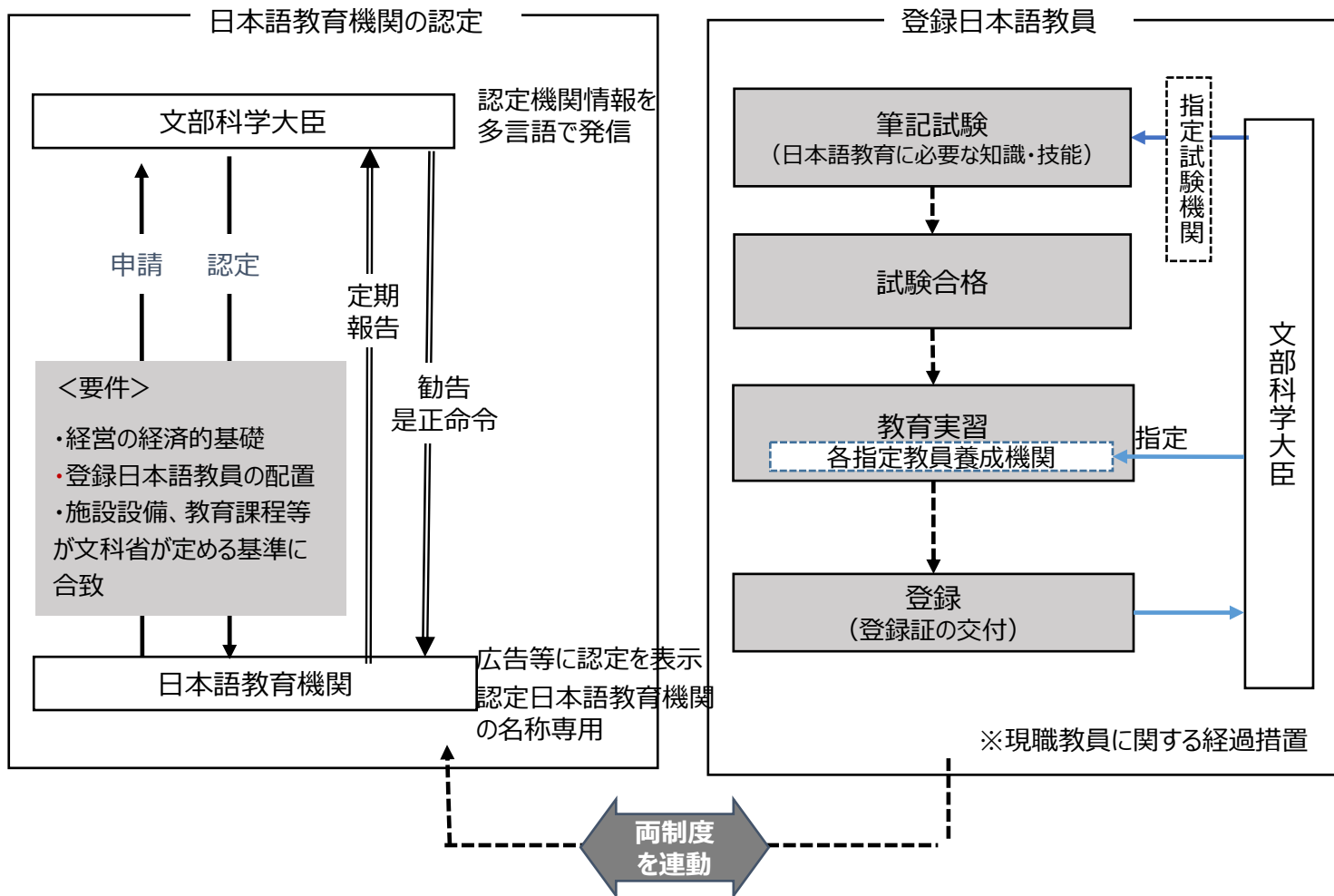
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に、認定された日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し報告を求めるほか、勧告や是正命令など段階的な是正措置を講ずることができることとする。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格 (イメージ)

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験に合格し、文部科学大臣が指定する教員養成機関が実施する教育実習を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 認定日本語教育機関において日本語教育を担当する者は、登録日本語教員であるものとする。

<新制度のイメージ図>



<参考：検討の経緯>

● 令和元年6月 日本語教育推進法

- ・第21条 … (略) …国内における日本語教師 (略) の資格の整備、…その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、… (略) …日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの (略) に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

● 令和2年3月 文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について (報告)」

- ・資格取得にあたっては、試験の合格、教育実習の履修などを要件とすることなどを提言

● 令和3年8月 日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて (報告) ～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」

- ・日本語教師の資格は、原則として日本語教育能力を判定する試験の合格及び教育実習の履修・修了の2点を求めること
- ・日本語教育機関の標準的な教育の質を確保するため、必要な基準を定め、文部科学省が日本語教育機関の教育内容を評価する仕組み

などを提言

2021年7月、「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」を文化審議会に諮問

【審議事項】

【諮問理由】

- DXの推進は、文化芸術における創作・流通・利用にも大きな影響
- DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応した「コンテンツクリエーションサイクル」の実現とその効用を最大化し、文化芸術をはじめとした我が国の発展を下支えするものとして、著作権制度・政策を位置付けていくことが必要

権利保護・適切な対価還元と利用円滑化

の両立を基本としつつ、以下の事項を審議

1. DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策について

- ◆過去のコンテンツ、一般ユーザーが創作するコンテンツ、権利者不明著作物等の膨大かつ多種多様なコンテンツについて、いわゆる拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、**簡素で一元的な権利処理方策**
- ◆デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が公的機関や企業等で推進されるに当たり、これらに対応する基盤としての**著作権制度・政策に関する課題と対応策**

2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

- ◆今後の**著作権侵害に対する実効的救済**及び我が国のコンテンツの**海外展開方策**
- ◆デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆる**バリューギャップ**や**契約の在り方**についての課題や実態等を踏まえた対応
- ◆DX時代に対応した**著作権制度・政策の普及啓発・教育方策**

検討経緯

- 諮問のうち、「**簡素で一元的な権利処理方策と対価還元**」について及び「DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育」について、2021年12月に**一定の方向性をとりまとめ**。著作物等の種類や分野を横断する**一元的な窓口を創設**し、**分野横断権利情報データベース等を活用**した著作権者等の探索を行うことに加え、著作権者不明の場合のみならず、意思表示等がされておらず連絡がとれない著作物等について、**新たな権利処理の仕組みを創設**するといった方向性が示された。
- また、中間まとめ「我が国の**コンテンツの海外展開**における著作権に関する課題及びその対応について（2021年12月）」では、**海外展開に当たっての著作権上の課題と方策等**を例示。加えて、中間まとめ「**国境を越えた海賊行為に対する対応**の在り方について（2022年3月）」では、海賊版の被害状況やこれまでの取組等を踏まえ、**相談窓口の開設などの新たな取組**を実施すること、**正規版の流通と海賊版対策は両輪として取り組むことが重要**と言及されていることに留意して引き続き審議するといった方向性が示された。

今後の方向性

- 文化審議会著作権分科会において、**答申に向けた議論**を引き続き行っている。
- また、「**簡素で一元的な権利処理と対価還元**」等について、法制的課題等に関する詳細な議論を行い、**関連法案を2023年通常国会に提出予定**

1. 検討の背景

- 文化財の修理技術者等や、用具・原材料の確保・支援等を持続的に進めるための5か年計画として「文化財の匠プロジェクト」を策定（令和3年12月24日文科科学大臣決定）
- 同プロジェクトの更なる対応策及び平成29年諮問の継続審議事項の検討が必要（審議事項）
 - （1）文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援の在り方
 - （2）文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策
 - （3）持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応（保存と活用の循環、資金調達の促進）

2. 課題及び検討の方向性

（1）文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

主な課題

- ・ 技術者が減少し、後継者養成を限られた現役技術者が担うなど負担が大きい
- ・ 市場規模が小さく、家業として零細に営まれている場合が多いなど、事務機能が脆弱
- ・ 技術者・団体間や原材料生産者等との連携が少ない
- ・ 文化財を護り支えてきた重要性に比して認知度が低い

検討の方向性

- 選定保存技術の認定の運用（原則1名・1団体）を改め、保存技術をめぐる状況に応じて複数認定の方針を明確化
- 技術者が後継者養成や技術錬磨に注力できるよう、管理業務のサポート体制を整備
- 文化財修理技術者等の社会的認知向上のため、顕彰制度や広く認識され親しみのある通称（「伝統の名匠」など）を検討
- 匠の技を伝える真正な用具・原材料の確保を支援するなど伝承者養成支援を強化
- 文化財保存技術の分野横断的な拠点、情報収集、調査研究、研修等の機能を有するナショナルセンターとして、文化財修理センター(仮称)の設置に向けた検討を順次推進

（2）文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保について

主な課題

- ・ 文化財修理等の多くは、多種・高品質で少量かつ特殊な用具・原材料が必要
- ・ 原材料の需要開拓など、継続的な生産を支える環境が不足

検討の方向性

- 文化財修理に必要な用具・原材料に関する需給調査、代替材料も含めた原材料の調査研究、調査で得られた知見の集約・情報発信を定期的・継続的に実施
- 文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料をリスト化し、長期的な安定供給のための仕組みを検討
- 文化財建造物の修理に伝統的な和紙等を活用するなど需要創出

（3）持続可能な文化財保存のための対応について

主な課題

- ・ 文化財の修理は、適正な周期で行われることが必要
- ・ 寄附金を含めて資金工面が困難な所有者が多く、公的機関のサポートが必要

検討の方向性

- 多様な文化財について、長期的な修理需要予測調査を実施
- 地方公共団体における幅広い文化財の保存活用とファンドレイズを組み合わせた枠組み形成の支援など、多様な資金調達を後押しする仕組みを検討

3. 今後に向けて

- 具体化に向けて引き続き検討を進め、令和4年末を目途にとりまとめを行う

これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書） <概要>

I. 検討の背景

（問題意識）

- 埋蔵文化財は、国や地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、これを調査し、その内容等に応じて適切な保護を図り、広く国民にその価値を伝えることは、国や地方公共団体の重要な責務である。
- 一方、開発に携わる立場からすれば、予期せぬ埋蔵文化財の発見による事業期間や経費の増大、事業効果の低下、地域や住民への影響等が生じた場合の影響は大きい。
- 埋蔵文化財の保護と、開発事業を円滑に進め、互いにその影響を最小限に抑えることが、持続可能な形で両立できるよう、これまでの様々な事例や経験も踏まえ、重要な遺跡の保護を図る方策を改めて検討することが必要である。

（調査事項）

- ①現状保存すべき埋蔵文化財に関する考え方の整理
- ②重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項

II. 現状保存すべき埋蔵文化財に関する考え方の整理

○議論の前提として、埋蔵文化財を以下に区分して整理

- （ア）国が指定する史跡に相当するとして文化審議会によるリスト化（IV①で後述）がなされたもののうち、指定手続きが未了であるもの
- （イ）内容把握や調査が行われた結果段階で、国の史跡指定には相当しないと判断がなされたもの
- （ウ）内容等の把握や価値判断がなされていないもの

➡（ア）を「指定相当の埋蔵文化財」と定義し、より効果的な保存方策を検討

○指定相当の埋蔵文化財を抽出する際の目安

指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)の内容を具体化し、指定相当の埋蔵文化財の事前把握を進めやすくする観点から、以下の目安を設定する。

- ①国家形成や国家的な事件等に係る遺跡、各時代の政治や社会の形態を象徴する遺跡
- ②我が国の社会・文化の多様性を示す遺跡
- ③各時代の祭祀信仰・経済・技術・交通等の特性を示す遺跡

の要件を満たすものうち、保存状態が良好で必要な範囲が保存されているものの中から、**i 典型性・象徴性**、**ii 希少性**、**iii 研究上、学史上**の観点から限定し、文化審議会等の意見を踏まえ抽出。

Ⅲ. 指定相当の埋蔵文化財保護に係る課題

①埋蔵文化財包蔵地の把握と調査に係る課題

あらかじめ埋蔵文化財包蔵地の内容等について十分な情報がないため、現状、発掘調査は開発事業に伴って実施されることが多く、結果として開発事業の延期や費用増を招いている。

②指定相当の埋蔵文化財の認定と共有に係る課題

指定相当の埋蔵文化財の考え方の整理・共有が必ずしもなされていないため、発掘調査において、国の史跡指定に相当するような埋蔵文化財が発見されても、国と地方公共団体間において適切に情報共有がなされないことがある。

③地方公共団体における体制や連携に係る課題

埋蔵文化財保護行政は専門性の高い分野であるが、専門職員を配置している市町村は少ない。また、文化財部局が保有する埋蔵文化財包蔵地の情報を、開発部局や地域住民等に示しておく等の連携が必要となる。

④近世・近代の遺跡の把握に係る課題

近世・近代の遺跡については、これまでの国の通知においても必ずしも明確な価値判断の基準が設けられておらず、その件数は地方公共団体間に著しい差がある。

Ⅳ. 重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項

①指定相当の埋蔵文化財のリストの作成・公表

国において、地方公共団体の協力も得て、指定相当の埋蔵文化財の具体的な名称や範囲等をリスト化し、公表する。国は、その保護について、地方公共団体に専門的な指導・助言を行う。また、地方公共団体においては、遺跡地図の高精度化を図る。

※リストに登載されていない指定相当の埋蔵文化財が発見された場合においても、国は積極的に、地方公共団体と連携し、技術的助言や情報提供を行っていく。

②埋蔵文化財の内容把握のための技術革新

埋蔵文化財の事前把握を進めるため、三次元レーザー測量や地中レーダー探査等の技術導入・開発・普及を図る。

③埋蔵文化財の把握・周知に向けた都道府県・市町村の役割の明確化

○都道府県は、指定相当の埋蔵文化財の考え方等を正確に域内市町村に伝えるとともに、域内市町村間で著しい差異が生じないよう配慮する。また、市町村のみでは困難な調査や価値判断を、市町村とも協力して行う。

○市町村は、域内の埋蔵文化財の把握と周知に努めるとともに、積極的な調査、結果の都道府県との共有、保護に向けた調整等を行う。

④近世・近代の遺跡の取り扱い

国において、近世・近代の遺跡や埋蔵文化財包蔵地として取り扱う範囲の考え方等を整理し、新たに通知を発出して考え方を示す。

Ⅴ. 引き続き検討を要する課題

①地方公共団体における体制の構築と専門職員の確保について

②発掘調査等に協力することに伴う事業者における負担等の軽減の在り方について